

第 15 回環境影響評価審査会  
事務局資料  
平成 28 年 2 月 9 日

アイテック株式会社(仮称)アイテックエコパーク横浜新設事業  
第 2 分類事業判定届出書に関する指摘事項等一覧

指摘、質問事項等	事業者の説明等	取り扱い
煙突の高さ約 35mの根拠について客観的な説明をしてほしい。 [10/30 審査会]	35mの高さで相当程度の影響がないと判断した。 [10/30 審査会] 補足資料 8 で説明。 [ 1 / 8 審査会]	説明済。 [ 1 / 8 審査会]
計画地から何 km 離れているから影響がないと記載しているが、搬入搬出の車両等の影響も検討して、影響ないと記載したのか。 [10/30 審査会]	車両の動線計画はいったん国道 357 号を経由して各方面に移動していく。平成 22 年度のセンサスで昼間 12 時間における交通量は 25,499 台で、本計画の発生交通量は 90 台です。その割合は 0.35%なので、非常に小さい。 [10/30 審査会] 補足資料 3 で説明。 [11/13 審査会]	説明済。 [11/13 審査会]
今回、排ガスの排出濃度を試算値から計画目標値に変更しているが、試算の方法を含め説明してほしい。 [10/30 審査会] 補足資料 4 の各ケースの廃棄物の設定の説明を文書で追加してほしい。 [12/ 8 審査会]	計画目標値は、自主管理値でこれ以上出さない数値である。 [10/30 審査会] 補足資料 4 で説明。 [12/ 8 審査会] 補足資料 4 - 2 で説明。 [ 1 / 8 審査会]	説明済。 [ 1 / 8 審査会]
ダイオキシン類の排出濃度が、基準と同じであるが、これをさらに落とすことはできないか。 [10/30 審査会]	記載している数値は最大ここまでという前提の数値なので、普段の運用上は、ここまでは高くなることのない数値である。 [10/30 審査会]	説明済。 [10/30 審査会]
病院側と住宅側の最大着地濃度で、住宅側が倍近くになっているのはなぜか。 [10/30 審査会]	病院側は保全対象が病院だけなので風向を 1 方位で、住宅側は保全対象が面的なので 3 方位で行なった。 [10/30 審査会]	説明済。 [10/30 審査会]
病院側も 3 方位で行わなくてよいのか。 [10/30 審査会]	保全対象を絞った上で、可能な範囲で対応した。 [10/30 審査会] 補足資料 9 で説明。 [ 1 / 8 審査会]	説明済。 [ 1 / 8 審査会]

指摘、質問事項等	事業者の説明等	取り扱い
緑地を兼ねた駐車場は、緑地として認められるのか。 [10/30 審査会]	補足資料 2 で説明。 [11/13 審査会]	説明済。 [11/13 審査会]
緑化ブロックは緑地として認められるのか。 [10/30 審査会]	事務局で説明。(資料は補足資料 2 の添付資料 1) [12/ 8 審査会]	説明済。 [12/ 8 審査会]
建築協定の緑化率 13%と、条例の 15%の関係はどうなっているのか。 [10/30 審査会]	補足資料 2 で説明。 [11/13 審査会]	説明済。 [11/13 審査会]
公園と緑地を配慮対象にしなかったのはなぜか、客観的な資料を基に説明してほしい。 [10/30 審査会]	計画地の直近で人が集まるような公園が見当たらなかった。また緑地については、そこに人が長時間滞在する可能性は少ないと判断して、保全対象としなかった。 [10/30 審査会] 補足資料 5 で説明。(公園と緑地を配慮対象とした。) [12/ 8 審査会] 補足資料 5 - 2 で説明。 [ 1 / 8 審査会]	説明済。 [ 1 / 8 審査会]
金沢区のぜん息の状況について説明してほしい。 [10/30 審査会]	(事務局回答) 事務局資料で説明。 [11/13 審査会]	説明済。 [11/13 審査会]
工業用地から部分的にこの地域が、商業施設に転用されていくような計画があれば教えてほしい。 [10/30 審査会]	(事務局回答) 協定があるので考えにくいと思われる。 [10/30 審査会]	説明済。 [10/30 審査会]
産廃を運ぶトラックは、シート等かける規定が法令等で決められているのか。 [10/30 審査会]	補足資料 3 で説明。 [11/13 審査会]	説明済。 [11/13 審査会]
周辺の建物の高さを示してほしい。 [11/13 審査会]	補足資料 10 で説明。 [ 1 / 8 審査会]	説明済。 [ 1 / 8 審査会]
資料 3 の運搬車両の影響について、搬入搬出時間がセンサスの時間に合わないのではないですか。 [11/13 審査会]	センサスは、昼の 12 時間と 24 時間の集計があります。24 時間の集計に対する比率を出すと、より小さくなってしまいますので、昼間の台数に対する寄与台数を記載しました。 [11/13 審査会]	説明済。 [11/13 審査会]
排出諸元及び拡散計算のパラメータを示してほしい。 [11/13 審査会]	補足資料 11 で説明。 [ 1 / 8 審査会]	説明済。 [ 1 / 8 審査会]

指摘、質問事項等	事業者の説明等	取り扱い
<p>処理能力1日約95トンの根拠を示してほしい。 [11/13 審査会]</p> <p>過去の納入実績で、焼却能力と敷地面積を示してほしい。 この敷地に処理能力1日100トンの焼却施設を建設することは可能ですか。 処理能力1日約95トンの根拠を、経営的観点からも示してほしい。 [12/8 審査会]</p>	<p>経営の効率の中で、設定した。 敷地面積から、これ以上大きい規模の施設は難しい。 [11/13 審査会]</p> <p>補足資料6で説明。 [12/8 審査会]</p> <p>補足資料6-2で説明。 [1/8 審査会]</p>	<p>説明済。 [1/8 審査会]</p>
<p>処理の1日の変動幅を示してほしい。 [11/13 審査会]</p> <p>処理の時間の変動幅を示してほしい。 ごみの処理量の管理方法について示してほしい。投入量で管理するのか熱量で管理するのか。 [12/8 審査会]</p> <p>「施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行う」とは、1時間当たり約3,958kgの処理を越えないという趣旨であることが分かるような文章にしてほしい。 [1/8 審査会]</p>	<p>ごみクレーンで重量を管理しながら行う。 [11/13 審査会]</p> <p>補足資料7で説明。 [12/8 審査会]</p> <p>補足資料7-2で説明。 [1/8 審査会]</p> <p>補足資料7-2(改訂版)で説明。 [1/22 審査会]</p>	<p>説明済。 [1/22 審査会]</p>
<p>拡散計算結果と環境基準が比較しやすい表を示してほしい。 [1/8 審査会]</p> <p>煙突口径、排ガス排出速度を記載してほしい。 [1/22 審査会]</p> <p>実煙突高だけでなく有効煙突高を考慮した予測値と比較した方がよい。 [1/22 審査会]</p> <p>年平均値と98%値の換算値式の根拠を示してほしい。 [1/22 審査会]</p>	<p>補足資料12で説明。 [1/22 審査会]</p>	<p>補足資料12-2で説明。 [2/9 審査会]</p>
<p>短期予測結果にバックグラウンドを加えないのはなぜですか。 [1/22 審査会]</p>	<p>予測に用いた気象条件と同一条件でのバックグラウンド濃度の設定が困難であるためです。 [1/22 審査会]</p>	<p>説明済。 [1/22 審査会]</p>

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱にご注意願います。

指摘、質問事項等	事業者の説明等	取り扱い
<p>表－5、6 短期予測結果の表中の、塩化水素の基準値等の 0.02ppm は、短期予測と比較すべき値ですか。 [1/22 審査会]</p>	<p>そのとおりです。「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（昭和 52 年環大規第 136 号）が根拠になります。 [1/22 審査会]</p>	<p>説明済。 [1/22 審査会]</p>
<p>表－5、6 短期予測結果の表中の、塩化水素の基準値等の 0.02ppm には、バックグラウンドは含まれているのですか。 [1/22 審査会]</p>	<p>バックグラウンドは含まれていないと考えます。 [1/22 審査会]</p>	<p>説明済。 [1/22 審査会]</p>
<p>計画地周辺の塩化水素の環境濃度を示してほしい。 [1/22 審査会]</p>	<p>計画地周辺で塩化水素の測定結果は、見当たりませんでした。 [1/22 審査会]</p>	<p>説明済。 [1/22 審査会]</p>
<p>他の地区でもいいので、廃棄物処理施設が稼働している周辺の塩化水素の環境濃度を示してほしい。 [1/22 審査会]</p>	<p>他のアセス事例等から、調べることは可能だと思います。 [1/22 審査会]</p>	<p>補足資料 13 で説明。 [2/9 審査会]</p>
<p>比較的狭い面積のところに、焼却能力の高いものを作るように見えるのですが、高能力のもので対応する計画ですか。 [1/22 審査会]</p>	<p>焼却炉から発生する蒸気を使って発電するための発電機を設置していますが、他のところと比べて、それほど窮屈ではないと考えます。 [1/22 審査会]</p>	<p>説明済。 [1/22 審査会]</p>
<p>「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」の原本の写しを示してほしい。 [1/22 審査会]</p>		<p>補足資料 14 で説明。 [2/9 審査会]</p>